

募集要領等に関する回答書

令和8年2月26日  
福島県雇用労政課長

業務名	令和8年度『感動！ふくしま』女性のキャリア支援事業業務委託	
資料該当箇所	質問事項	回答事項
<p>仕様書1頁 4 業務内容 (1)働く女性のキャリア支援セミナー ア 内容 (ア)働く女性によるトークセッション (講師：県内企業で活躍している中堅女性社員等)</p>	<p>女性管理職、女性経営者についても、登壇は可能でしょうか。 また、トークセッションにお呼びする場合の謝金や旅費の規定(上限額等)はありますか。</p>	<p>女性管理職の方や女性経営者の方に登壇いただくことは可能です。実際に過去のセミナーにおいて、そういった方に登壇いただいた事例がございます。ただし、仕様書2ページ 5 業務実施に当たっての留意点(1)に記載があるとおり、講師の方は県との協議により決定することとなりますので、ご留意願います。 また、謝金や旅費の規定(上限額等)は特に定めておりません。</p>
<p>仕様書1頁 4 業務内容 (1)働く女性のキャリア支援セミナー ア 内容 (ウ)女性のキャリア形成セミナー(講師：キャリアコンサルタント)</p>	<p>謝金や旅費の規定(上限額等)はありますか。</p>	<p>謝金や旅費の規定(上限額等)は特に定めておりません。</p>
<p>仕様書2頁 4 業務内容 (1)働く女性のキャリア支援セミナー カ 対象者</p>	<p>県内企業に勤務する女性等について 県内企業に就業されている女性の方以外に、例えば、女性が多く就業されている職場の管理職(男性)や、フリーで県内で活動している女性の方の参加は可能でしょうか。</p>	<p>現時点において、男性の方の参加は想定しておりません。また、県内においてフリーで活動されている女性の方の参加は可能と考えます。 なお、セミナー実施にあたり、県との協議の結果、対象者を見直す必要性が認められるような場合は、この限りではございません。</p>